

第1号様式別紙1（第4条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び上牧町から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、上牧町移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（2）移住支援金の申請日から3年未満に上牧町以外の市区町村に転出した場合：全額

（3）移住支援金の申請日から1年以内に、上牧町移住支援金交付要綱第3条第2号又は第3号に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（4）奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に上牧町以外の市区町村に転出した場合：半額

3 以下の事項の全てに該当します。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

（2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（3）過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。（ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となる場合を除く。）

（4）日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。